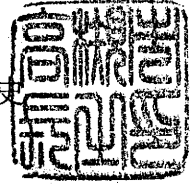


高都都第1292号
平成29年12月22日

高槻市都市計画審議会 会長 様

高槻市長 濱 田 剛 史



北部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（高槻市決定）について（付議）

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

北部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（高槻市決定）

都市計画成合南土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		成合南土地区画整理事業		
面 積		約 9.9 ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		自動車専用道路	1・1・0-1 新名神自動車道	
	市道成合南線を拡幅する形で地区を南北に縦断する幅員12mの区画道路を配置する。また、地区内の土地利用計画に合わせて幅員6～9.5mの区画道路・歩行者専用道路を適宜配置整備する。なお、幅員12m並びに9.5mの区画道路に歩行者の安全性、回遊性等に配慮した歩道を設ける。			
	公園及び緑地	地区面積の3%以上の公園面積と更に緑地面積を確保し、利便性と周辺環境に配慮し、適正に配置する。		
その他の公共施設		本地区の下水道は北部大阪都市計画高槻市淀川右岸流域関連公共下水道の計画と合わせて整備する。		
宅地の整備		計画区域周辺の自然環境との調和を図りながら、新名神高速道路の高槻インターチェンジを活かした、物流・製造業・商業をはじめ経済活力に資する宅地整備を行う。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区は新名神高速道路と名神高速道路に接する交通利便性に優れた地区であり、成合南土地区画整理事業により道路・公園等の公共施設が整備され、物流・製造業・商業をはじめ経済活力に資する宅地の供給や自己活用者の宅地の整備が計画的に行われる地区である。

このため、本地区では、高槻市の新たな玄関口にふさわしい高質で持続的な土地利用を誘導するため、土地区画整理事業を定めるものである。

総括図

平成29年度
北部大阪都市計画
土地区画整理事業の決定
(高槻市決定)

S=1/10,000

北部大阪都市計画
成合南土地区画整理事業
面積 約 9.9 ha

2-2-207-6号
日吉台公園

3-3-207-7
南平台白白台緑

成合新水ポンプ場

2-207-1号
高槻市立神楽坂センター

新207-1号
宝塚山公園

2-2-207-24号
天神町公園

4-4-207-2号
古曾部新沢公園

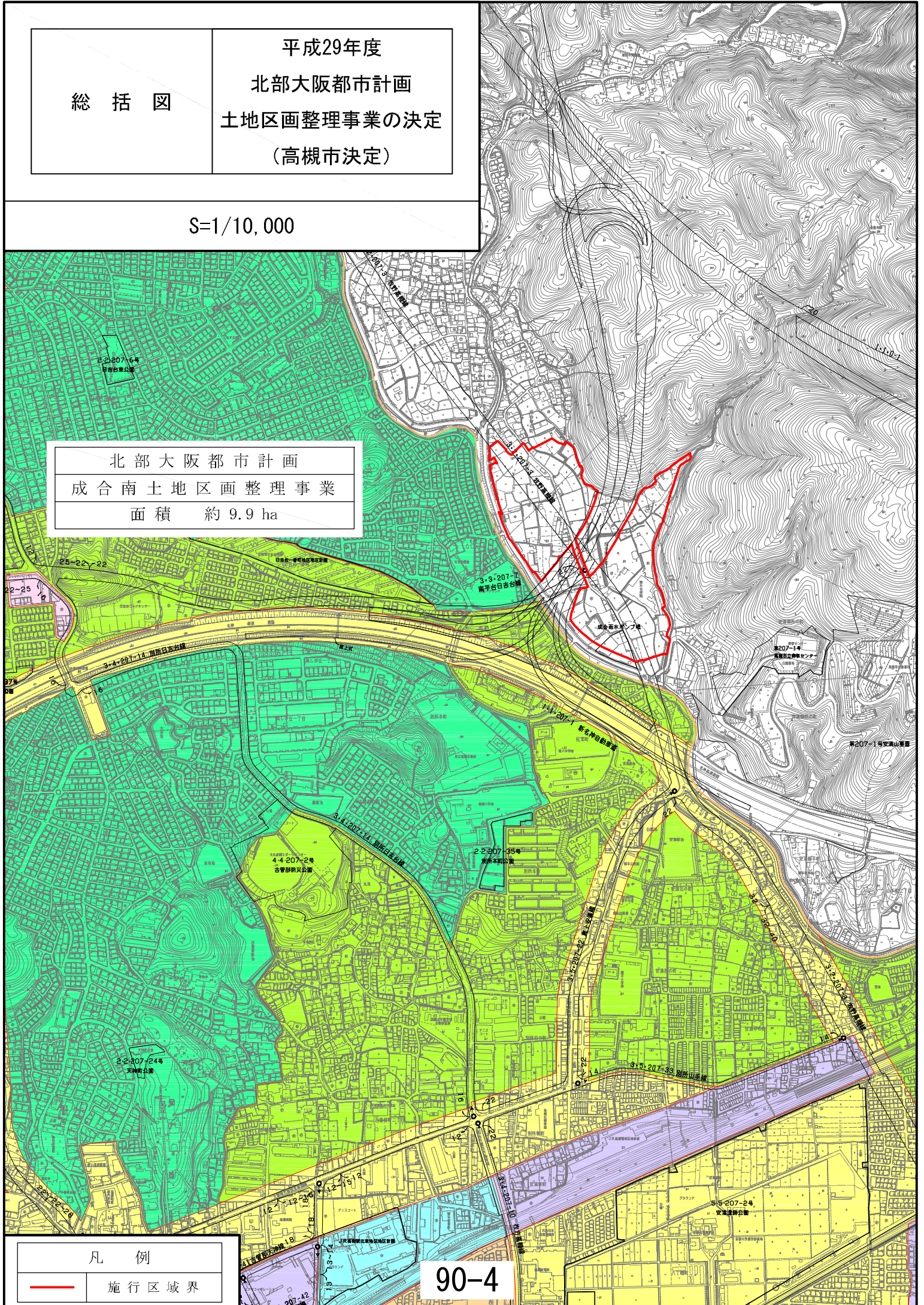
2-2-207-35号
別所本町公園

S15-207-2号
安濃連勝公園

凡例

— 施行区域界

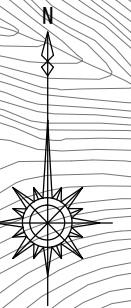
90-4



計 画 図

平成29年度
北部大阪都市計画
土地区画整理事業の決定
(高槻市決定)

S=1/2,500



1:1:0:11
新名神自動車道

3・3・207-7 南平台白吉台線

凡 例
[Red dashed line with circles] 施行区域界